

平成24年度印西市特別職報酬等審議会会議録

- 1 開催日時 平成24年11月8日（木）
午前10時00分から午前11時20分まで
- 2 開催場所 印西市役所 庁舎別館1階 農業委員会会議室
- 3 出席者 荒木充委員、上山スイ子委員、山口芳弘委員、渡辺光子委員、
岩田成喜委員、大山実委員、橋詰昌委員、穴澤義典委員、滝直彦委員、
西修一委員
- 4 欠席者 なし
- 5 市側出席者 市長
- 6 事務局 萩原総務部長、浅倉総務部参事、古川政策主幹、
岩崎副主幹、海老原（博）主査補、海老原（和）主査補
- 7 傍聴者 なし
- 8 審議事項 市長、副市長の給料月額及び市議会議員の報酬月額の改定について（諮問）
- 9 議事
- 事務局 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。私は、
本日の会議の進行を務めさせていただきます総務課岩崎と申します。どうぞ
よろしくお願ひします。なお、会議録を調整する都合がございますので、録音を
させていただきます。予めご了承ください。それでは、お手元の式次第
に従いまして市長より、委員の皆様に委嘱書の交付をさせていただきます。
(委嘱書の交付)
- 事務局 それでは、ここで新たに委嘱されました委員の皆様に、名簿の順で自己紹
介をお願いしたいと思います。
(委員の自己紹介)
- 事務局 続きまして、職員の自己紹介をさせていただきます。
(担当職員)
- 事務局 次に、会議次第の3 「会長及び副会長の互選」でございますが、印西市
特別職報酬等審議会条例第5条により、会長及び副会長は委員の互選により
定めると規定しております。
- また、会長が会議の議長となりますが、会長の互選がされておりませんの
で、会長が決まるまでの間、事務局の総務部浅倉参事が仮議長を務めさせて
いただきます。
- 仮議長 それでは、議長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます浅倉
と申します。よろしくお願ひします。
- 会議次第の3 「会長及び副会長の互選について」でございますが、審議
会条例の規定により、「審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから、
委員の互選により定める。」としております。
- まずは、会長の互選を行いたいと思いますが、どなたか推薦等はございま
すか。

- 委 員 学識経験者ということで大山委員に会長をお願いしたいと思います。
- 仮 議 長 ただいま大山委員というご推薦がありました、その他に推薦等はございませんか。
- それでは大山様、会長をお引き受けいただけますでしょうか。
- 委 員 わかりました。お引き受けいたします。
- 仮 議 長 それでは大山様に会長をお願いしたいと思います。
- 会長が選任されましたので、仮議長の役を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。暫時休憩いたします。
- (暫時休憩)
- 事 務 局 再開いたします。
- それでは、ただいま選任されました会長の大山様よりご挨拶をお願いいたします。
- (会長挨拶)
- 事 務 局 ありがとうございました。それでは審議会条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となることになっておりますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、条例の規定により、議長を務めます。
- ここで、議事に入る前に、会議の定足数を確認させていただきます。本日の委員の出席人数は、10名でございます。委員の半数以上の出席がございますので、印西市特別職報酬等審議会条例第6条第2項により、本会議が成立することをご報告いたします。
- 続きまして、「副会長の互選について」でございますが、印西市特別職報酬等審議会条例の規定により、副会長を1名おくこととしております。どなたか推薦等ございましたら、お願ひします。
- 委 員 穴澤委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
- 議 長 ただいま穴澤委員というご推薦がありました、その他に推薦等はございませんか。
- それでは穴澤委員、副会長をお願いできますか。
- 委 員 はい。よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは穴澤委員よろしくお願ひいたします。
- ここで一旦議事の進行を事務局に戻しますのでよろしくお願ひします。
- 事 務 局 それでは、会議次第の4 諒問に入ります。諒問につきましては、審議会の代表でございます大山会長に板倉市長から、お渡しいたしますので、よろしくお願ひいたします。
- (諒問)
- 事 務 局 委員の皆さんには諒問書の写しを配付させていただいておりますのでご確認ください。
- 続きまして、市長よりご挨拶を申し上げます。
- (市長挨拶)
- 事 務 局 市長につきましては、公務がございますのでここで退席させていただきま

す。

(市長退席)

事務局 それでは、式次第の6 諮問事項の審議でございますが、会議の議長は、審議会条例の規定により、大山会長にお願いします。よろしくお願いいいたします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。なお、慎重審議の上、この会議が円滑にすすみますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

会議次第の6 諮問事項の審議に入る前に、「会議の運営方法について」事務局から説明をお願いします。

事務局 会議の運営方法について、ご説明いたします。追加資料1をご覧願います。

はじめに、当審議会は、今回が初回となります、今後の予定といたしましては、本年度内に今回を含めて3回予定しております。

2回目は、1月中旬、3回目は3月中旬という日程で、最終的に答申を頂ければと考えております。

それでは、当審議会の会議運営についての取り決め事項でございますが、基本的には、当市が定めております、市民参加条例及び同条例施行規則の規定に基づき行ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいいたします。

取り決め事項といたしましては、会議の公開、会議の傍聴定員、傍聴要領、会議録の作成方法・確定方法・公表方法、の以上6点ございますので、ご確認をお願いいたします。

はじめに、「1の会議の公開」につきましてご説明いたします。

「会議の公開」につきましては、当市の規定で、「審議会の会議は、原則公開」としておりますので、非公開とする特段の理由が有るものを除いては公開としていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、「2の会議の傍聴」につきましては、規定により傍聴席を設けることとしております。傍聴席の定員は、規定では5名以上とされておりますが、会場の広さに応じて出来る限りの席を設けたいと考えております。本日の会議では、傍聴席を10席設けさせて頂いていますので、よろしくお願いいいたします。

また、「3の傍聴要領」につきましては、お手元に追加資料2として「傍聴要領の案」をお配りしてございますので、ご意見がございましたらお願いいいたします。

次に、「4の会議録の作成方法」についてでございますが、会議録の作成は、全文筆記又は要約筆記の方法がございますが、事務局案といたしましては、要約筆記とさせて顶いて、全文に近い会議録を作成していきたいと考えております。

この理由といたしましては、要約筆記であれば、発言内容の補足や補正が可能となり、会議内容をより詳しく記録できるという利点がございますので、要約筆記を事務局案とさせていただきます。

また、「発言者の表記方法」につきましては、発言者の氏名を表記するか、委員という文言で統一表記とするか 何れかの方法がございますので、審議会の

中で協議していただきたいと考えています。

次に、「5の会議録の確定方法」ですが、規則では、会議による議決、委員全員による個別の承認、審議会が指名した委員による承認等がありますが、事務局案といたしましては、事務局が作成した会議録の案を、委員の皆様全員に郵送しご確認を頂き、修正部分がございましたら事務局で加筆修正し、修正後の会議録を会長に確認頂き、よろしければ会長の署名を頂き確定としていきたいと考えております。

次に、「6の会議録の公表」ですが、確定した会議録を公表する方法として、当市では、本庁舎1階の行政資料室への配置と、市のホームページへの公表という形で行っております。この点につきましても、ご意見がございましたらお願ひいたします。

会議の運営方法につきましての説明は以上でございます。

議 長

ただいま事務局から会議の運営方法について説明がありました。

まず、この会議の運営方法の6つの項目がございますが、1つずつ確認していきたいと思います。

1番目として、追加資料にありますように、会議は公開したいということですが、みなさんご意見等ございますか。

(「異議なし」という声あり)

議 長

1番目の会議の公開については、公開するということでお願いします。

次に2番目の傍聴の定員についてですが、本日の会議室では10名で設定しているとのことです。

何かご意見ございますか。

(「異議なし」という声あり)

議 長

2番目の傍聴の定員については、10名ということでお願いします。

次に3番目の傍聴要領でございますが、傍聴要領(案)について追加資料2にございます。傍聴要領は傍聴する際の手続きや傍聴できない者などの項目がいくつか書いてございます。こちらの傍聴要領については、傍聴にあたってのごく常識的なことが書いてあると思いますが、みなさんのご意見等ございますか。

(「異議なし」という声あり)

議 長

それでは、傍聴要領については、追加資料のとおりということでお願いします。

続きまして、4番目の会議録の作成方法についてですが、事務局の提案では、要約筆記ということ、そして発言者の表記方法としては、個人名ではなく「委員」という表記で統一したいということですがいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

議 長

それでは会議録の作成方法については、要約筆記ということと発言者の表記についても委員ということで統一したいと思います。

続きまして5番目の議事録の確定方法ですが、追加資料1にありますように、会議録の案を事務局で作成し、委員全員に郵送して確認していただきます。そして修正等があれば事務局で加筆修正を行いまして、私が確認をして会議録の確定という形になるということですがいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、議事録の確定方法につきましては、資料の案のとおりといたします。続きまして、会議録の公表についてですが、行政資料室に配置するものとホームページに掲載するものと2種類ございますが、こちらについてはいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、会議の運営方法の6項目については、追加資料で示された案のとおり決定させていただきます。

続きまして式次第の6の諮問事項の審議に移ります。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 諮問事項の説明の前に、お手元に傍聴要領の案を配付させていただいておりますが、先程会議の運営方法について案のとおり決定しましたので傍聴要領の「(案)」の削除をお願いします。

それでは、諮問事項に係る資料のご説明をいたしますので、事前にお配りしております、綴じ込み資料の「平成24年度印西市特別職報酬等審議会(第1回会議資料)」をご覧願います。

はじめに、資料1からご説明いたします。資料の1ページをお願いします。こちらは、特別職報酬等審議会における、過去の諮問及び答申の内容をお示しするものでございます。資料は、平成8年以降の経過となりますが、市長からの4回の諮問に対し、審議会より答申を頂いております。

はじめに、平成8年の諮問につきましては、旧印西市が市制施行したことによる報酬額の改正でございます。内容は、市長・助役・収入役の給料額を2万円、議會議長・副議長・委員会委員長・議員の報酬額を4万円引き上げる改定案に対し、審議会からは、「改定案どおりとする」との答申を頂いております。この改定案は、平成9年1月1日から適用され、現在もこの額を使用しております。

次に、平成14年の諮問につきましては、議会議員の報酬月額を2万円引き上げ、平成14年4月1日から適用するという諮問の内容でございます。これに対する審議会からの答申は、「報酬月額の改定については賛成だが、実施に当たっては、時期を見定めてから慎重に行って頂きたい。」との内容でございました。

次に、2ページをご覧ください。平成17年2月の諮問につきましては、平成14年の答申から3年が経過したことに鑑み、改めて改定の実施時期について諮問したものでございます。

これに対しましては、「経済情勢等がほとんど変化していないと考えられるので、現時点は改定を実施する時期ではなく、もう少し時期を延ばすべきである」との答申を頂いております。

次に、平成17年12月の諮問は、議会議長より再度検討の依頼を受け諮問したものでございまして、答申では、「現在の社会情勢、給与水準の状況、当市の財政状況を勘案すると、現行の報酬月額を据え置くことが相当であると言え

る。」との内容で答申を頂いております。こちらがこれまでの経過でございます。

次に、資料2の説明をいたします。3ページをご覧ください。

こちらは、市議会議員の報酬額についての資料でございます。

市議会議員の報酬額は、「印西市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で定められておりまして、こちらの表に掲げておりますとおり、月額は、議長が43万円、副議長が36万円、常任委員会・議会運営委員会の委員長が35万円、議員が34万円となっております。この額につきましては、先程も申し上げましたとおり平成9年1月1日から適用しております。

次に、期末手当でございますが、条例の規定により、議員に対し6月と12月に期末手当が支給されることとなっております。こちらは、給料、報酬以外の手当になりますので、直接質問する事項ではございませんが、参考にして頂きたいと考えております。

次に、資料3をご説明いたします。4ページをご覧願います。こちらは、県内各市の市議会議員の報酬額一覧表でございます。一番左側の欄が、自治体の規模として人口の多い順に並べたものでございまして、県内35市の中で、印西市は17番目であるということを示しております。

次に、2段目から4段目の欄をご覧願います。こちらは、議長、副議長、議員の報酬月額を、報酬額の多い順に並べたものでございまして、県内35市中、議長報酬では23番目、副議長報酬では27番目、議員報酬では26番目であるということを示しております。

次に5段目から7段目の欄をご覧願います。

こちらは、議長、副議長、議員の報酬年額を、報酬年額の多い順に並べたものでございます。県内35市中順位は、報酬月額と同じ、議長報酬では23番目、副議長報酬では27番目、議員報酬では26番目となっております。

次に、資料4をご説明いたします。5ページをご覧願います。こちらは、先程の資料3から、近隣各市ということで、印旛郡内の市及び印西市に隣接している市の11市を抜き出して一覧表としたものでございます。一番左側の自治体の規模欄は、印西市は11市中、7番目ということでございます。

次に、2段目以降の欄をご覧ください。こちらは、議長、副議長、議員の報酬月額、報酬年額を、報酬額の多い順に並べておりますが、近隣11市中、印西市は全ての項目で9番目となっております。

以上が、議会議員に係る報酬額の現状の説明でございます。

続きまして、資料5の市長・副市長の給与額につきまして、ご説明いたします。6ページをご覧願います。はじめに、給料額についてでございますが、市長及び副市長の給料額は、「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」で定められておりまして、こちらの表に掲げておりますとおり、市長が月額85万円、副市長が月額71万円となっております。ただし、表の下の※で記載しておりますとおり、実際の支給額につきましては、市の財政状況を鑑みまして、給料額及び期末手当額を時限的に3%減額して支給しております。

次に、手当関係ですが、こちらは、給料、報酬以外の内容になりますので、

直接諮問に關係する事項ではございませんが、参考としてご説明いたします。はじめに、地域手当についてでございますが、条例の規定では、給料月額に加え、給料月額の5%を地域手当として支給することとなっております。ただし、市長に係る地域手当につきましては、市の財政状況を鑑みまして、時限的に支給しないこととしております。

次に、通勤手当についてでございますが、こちらは一般職員と同様の内容となっておりまして、通勤に当たり電車等の公共交通機関を利用する場合は、6か月分定期代、又はバス回数券代等により、最も経済的な方法による実費相当を支給しております。また、自家用車、自転車等を使用した場合は、通勤距離に応じ、こちらの表に従い支給しております。

次に7ページをご覧願います。期末手当についてでございますが、条例の規定により、市長、副市長に対し6月と12月に期末手当を支給しております。期末手当額は、給料月額と地域手当に、20%の期末手当加算率をえた期末手当基礎額に、期末手当支給率である6月には100分の185を、12月には100分の200を乗じた額を支給するものでございます。

次に、資料6をご説明いたします。8ページをご覧願います。こちらは、県内各市の市長、副市長の給料月額一覧表でございます。一番左側の欄が、自治体の人口規模で、議員報酬の資料と同様でございますが県内35市の中で、印西市は17番目となっております。

次に、2段目と3段目の欄をご覧願います。こちらは、市長の給料額と、給料額に地域手当を加えた額を、額の多い順に並べたものでございまして、県内35市中、市長の給料額は20番目、市長の給料額に地域手当を加えた額も20番目となっております。次に、4段目から5段目の欄をご覧ください。こちらは、副市長に係るものでございまして、県内35市中、給料額については23番目、給料額に地域手当を加えた額については20番目となっております。

次に、資料7をご説明いたします。9ページをご覧願います。こちらは、前のページの資料6の年額版でございます。表の2段目及び3段目の欄をご覧願います。こちらは、給料額に地域手当額と期末手当額を加えた年収額を比較するものでございまして、市長、副市長の県内順位は、両方とも20番目となっております。

次に、資料8をご説明いたします。10ページをご覧願います。こちらは、先程の資料7から、近隣各市として、印旛郡内の市及び隣接している市の11市を抜き出して一覧表としたものでございます。一番左側の自治体の規模欄は、印西市は、11市中、7番目となっております。次に、2段目と3段目の欄をご覧願います。市長の給料額は、近隣市11市中、8番目、市長の給料額に地域手当を加えた額は6番目となっております。次に、4段目から5段目の欄をご覧願います。こちらは、副市長に係るものでございまして、近隣市11市中、給料額が9番目、給料額に地域手当を加えた額が7番目となっております。

次に、資料9をご説明いたします。11ページをご覧願います。こちらは、前のページの資料8の年額版でございます。表の2段目及び3段目の欄をご覧

願います。こちらは、給料額に地域手当額と期末手当額を加えた年収額を比較する表でございまして、近隣11市中、印西市は、人口規模、市長、副市長の年収額とともに7番目となっております。資料のご説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から資料の説明が終わりました。市長、副市長の給料月額及び市議会議員の報酬月額の最終的な決定については次回以降の会議において行いたいと思いますので、本日の会議では、市長、副市長の給料月額及び市議会議員の報酬月額に関して現時点での皆様のご意見を交わしたいと思います。ご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 資料1の平成14年と平成17年の市議会議員の報酬の見直しに関する諮問について、いずれも諮問と同日に答申が出されていますがこれはどういった事情によるものなのかお伺いします。

事 務 局 諮問の日と同日に答申が出ていることについてですが、当時は、数回の会議ではなくて、1回の会議で議論していただき、意見をまとめていただいた上でその場で答申まで頂いていたものでございます。

事 務 局 補足をさせていただきます。ただいま説明を申し上げたとおりですが、当時10年前になりますので、審議会の運営方法も現在とは大分違っております。当時は諮問に当たり事務局の方であらかじめ事務局案を提示させていただき、議論をしていただきまして、諮問と同日に答申まで頂いたということであったと思われます。

議 長 他にございますか。

委 員 地域手当というのはどういうものなのかお伺いします。

事 務 局 地域手当は一般職の職員に支給する手当の中にある手当でございます。一般職の場合、給料表に基づきまして給料を支給していますが、印西市の場合は県職員に準じて給料表を作成しています。この給料表は、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を受けて改定を行っているところですが、全国一律の給料表ですと地域によって物価賃金格差等がございますのでそこを調整するために国、県で地域手当というものを定めています。印西市の場合、一般職で8%という地域手当の率を使用しておりますが、市長、副市長につきましては地域手当の率を5%としています。5%となった経緯につきましては、現在の地域手当という制度が創設される平成18年以前は、調整手当という手当が支給されていましたが、その調整手当の時代に印西市は5%という率を適用していました。市長、副市長の地域手当の支給率につきましては、この調整手当の時の率を継続させたというものでございます。

議 長 その他にございますか。

委 員 今回、市長から諮問がありましたが、これは値上げということで出されているんでしょうか。値下げということではないですね。

事 務 局 先程のご質問の時にもお話をさせていただきましたが、10年くらい前につきましては、あらかじめ諮問の中に増額した後の額を入れまして、この内容について協議いただきたいということで諮問しておりました。先程市長の挨拶にもありましたように、昨今の国の経済情勢等から鑑みまして、ゼロからスタート

していただきたいという思いがございましたので、今回につきましては事務局の方から諮問の中に額を示してございません。これまでの諮問、答申につきましては合併前の旧印西市において行われたものでございまして、合併前、旧印西市で人口が6万人の規模としての諮問、答申が行われてきたわけでございます。今回改めて諮問しておりますのは、合併をして、まず面積が53平方キロメートルから123平方キロメートルと倍以上になっており、人口も約6万数千人から9万2千人という人口規模になっております。先程10年前の諮問方法等について申し上げましたが、その当時との議会議員の活動内容、特別職の活動内容も変遷してきておりますので、そういうものを総合的にご審議いただきたい中で、あるべき市長、副市長の給料の額、あるべき議長、議員の報酬の額について、増額、減額、同額を含めましてご審議いただきたいというのが事務局のお願いでございます。

議長 今事務局から説明があったように、ゼロベースということですので、合併等による大幅な情勢の変化も含めて、値上げが良いか、値下げが良いか、そのままということも含めて議論していただきたいということですでよろしくお願ひいたします。

委員 今回の諮問が市長、副市長の給与月額及び市議会議員の報酬月額に限定されている理由について伺います。

事務局 本日お配りしております資料の印西市特別職報酬等審議会条例の規定によりまして、諮問事項につきましては、市長、副市長の給料の額及び市議会議員の報酬の額ということで審議会条例の中で諮問事項が限定されておりすることから諮問はこのようにさせていただいております。ただし、先程ご説明させていただいたとおり額を審議するにはその他の手当等につきましても情報として必要と考えておりますので、必要に応じて資料提供やご説明をさせていただきたいと考えております。

委員 条例によって特別職報酬等審議会で審議することは、これだけに限られているということですね。

事務局 はい。

委員 市長、副市長の給料の月額はここで審議するとしても、その他の期末手当の支給率や加算率などについてはこの場で決まるんでしょうか。千葉県人事委員会からの勧告に基づいて決めるのか。または印西市独自で決めるのかお伺いします。

事務局 常勤職である市長、副市長の期末手当につきましては勧告を参考に職員に準じた形で改定しています。議員の期末手当につきましては、議員からの発議提案も無く、しばらくの間、改定されておりません。

議長 他にござりますか。

委員 資料はいただいておりますが、審議するに当たっては色々な視点から研究する必要があると思いますので、この他に5つほど資料をいただければと思います。

1つ目は財政状況についての資料です。市の財政状況も平成9年からだいぶ

変わってきておりるのでその資料をいただきたいと思います。

次に2つ目としては議員の活動内容が分かる資料です。なぜかというと平成9年当時と現在は議会運営も変わっています。それから請願の件数も最近は多く出されていると思います。請願を審査する日数も増えていると思います。そういうようなことで実際の議員活動の内容がわかる資料があれば一つの視点になるかなと思います。

3つ目は議會議員の男女別年齢層についてです。これは以前でしたら現役を退いた、ある程度年配の方が多かったと思いますが、今は女性議員や市民団体出身の議員など色々ありますので、それらのことも勘案する必要があるのかなと思います。それから4つ目として人口規模に対しての議員報酬のランキングということで先程、市長、副市長に関してのものはありませんが議員に関してもあった方が良いのかなと思いました。最後に5つ目ですが、議員には議員報酬の他に政務調査費というものが出てきます。議員報酬と政務調査費は性格が異なるのですが、これも実際には議員活動をしていく上での経費になります。これも各市によって金額が異なりますので一覧にしたもののが参考例としてあつた方が良いのではないと思います。

また、印西市は議会の常任委員長ということで報酬が一般の議員よりも1万円多くなっています。これについても県内で調べてみるとあるところとないところがありますのでその辺のところについても資料があればいただきたいと思います。

議長 ただいまの意見をまとめさせていただきますと、1番目に印西市の財政の状況が分かる資料、2番目に議員活動について合併等で以前の状況とは大分違つてきてているだろうということで、議員がどのような活動をしているかが分かる資料、3番目に男女、年齢別などから議員を本職にされているのかというようなことが分かる資料、4番目に人口規模による議員報酬のランキングということですが、一応人口規模の表は資料3に載っていますが、これは割り算をして、議員一人当たりの人口ということですか。これは資料3の一番左の欄を割り算すればすぐ出ます。そういうことですね。

委員 そういうことです。

議長 例えば資料3の一番左の欄を見ていただきますと、印西市は17番目にあって人口が約92,200人いまして、議員が24人いますのでこれを割り算すればすぐ出ますよね。そのランキング表があれば比較しやすいということですね。そして5番目に政務調査費がどのくらい出ているのか、これも近隣市町村と比較してということですね。最後に常任委員会の委員長に対して印西市ではプラス1万円ということですが近隣ではどうなっているのかということが分かる資料を追加していただきたいというお願いですが事務局いかがですか。今言った資料の準備はできますか。

委員 ただ今の委員のご指摘は的確なご指摘だと思いますが、人口ランキングのところをもう少し、市のコストとしての比率と言いますか、市長、副市長の給料、あるいは議員の報酬そのものが市の収入、支出の何%を占めているか。こうい

う比率で近隣市の比較をしていただきたいと思います。恐らく人口比で近似値になるのかと思いますけれどもそれぞれの市の財政状況も違うでしょうし、市長、副市長の給料、議員の報酬は税金からお支払いしているわけですから人口比という比較だけではなくコスト比率という見方で見た時にどういう状況になっているのか。市長、副市長と議員のトータルコストと市の支出との比率を近隣市と並べてみて、コストとしてかかっているのか、かかっていないのか、同等なのかということ教えていただきたいと思います。今回は定数の問題は対象にはなっていませんけれども、結局、市の財政状況によっては増額するとなれば定数の方の議論にいすれば行きつくと、そこに行かざるを得ないと予想していますのでそういう視点で資料をいただければありがたいです。

議 長

ただいま、委員より市長、副市長、議員の運営に係る総費用と市の収入、支出における比率について近隣市との比較をした資料についての提案がありました。定数の件については諮問事項でないですが、参考のためには、その資料があれば議論がスムーズに進むのではないかと思います。

委 員

資料をいただけるのであれば、合併で印西市も規模が大きくなつたということですが、先に合併している近隣の市があると思いますので、そういったところが合併した後、市長、副市長、議会議員の報酬等についてどのような対応を図っているかというような資料があればいただきたいと思います。

委 員

私がインターネットで調べたところによると、特別職の報酬については15年、17年見直しが行われないまま放置されている市町村が7割から8割なんですけれども、見直しをされた市町村というのは、ほとんどが減額の方向に行っているという状況なんですね。合併をして、議会議員の定数も旧印西市の定数を維持されているわけですから多少の増額についても検討の余地があると個人的には思っているんですけども、市の財政状況もありますから、市の運営コストとして占める割合が近隣の市に対してどうなのかということは、審議会において検証しなければいけないと思っています。

議 長

ただ今委員からありましたように、近隣の市で合併した後の給与改定の状況が分かる資料がございましたら準備をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

事 務 局

まず初めに、近隣市の合併した後の給与改定の状況についてでございますが、こちらは近隣市の状況を確認し、資料を作成したいと考えております。

また、市長、副市長の給料の額の合計、議会議員の報酬の合計額の全コストに占める割合、又は収入に占める割合というご提案でございますが、例えば収入でいえば市税の何%になるか、あるいは全支出の何%くらいになるのかというのは印西市の分について出すことは可能ですが、近隣との比較が重要となってくると思いますので2段階方式できればと考えております。まだ資料を見ておりませんので何とも申し上げられませんが、1つは印西市のデータはすべて持っておりますので、財政担当と協議しまして総経費に占める報酬額の割合、収入に対する割合を出すことは可能ですが、他市のデータは持っておりませんので、他市のデータを入れるとしますと平成22年のデータになろうかと思い

ます。その場合については、総務省所管で全国的に調査が行われております、地方財政状況調査がございますのでその調査の数字を使って比較する方法がございますので、一旦は私どもが抱えております官庁会計の決算ベースでの印西市の数字を出します。そしてもう1つ、比較をするとすれば財政状況調査の中で経費に占める割合ということでお示しできるのではないかと考えております。各市の状況を調査させていただきながら次回の会議までに資料を送付させていただければと考えております。

議長 印西市の状況については準備できるということですが、他市の分については多少時間がかかるということですね。

委員 今の資料を用意していただく時に、多分財政状況が厳しい市町村が多いので財政状況だけみると高いという話になってしまふ可能性が非常に高いと思います。定例の財政状況ではなく単年度の収支状況についての資料を追加していただくと分かりやすいのではないかと思います。

事務局 先程もお答え申し上げましたように、他市の状況につきましては全国的に行っております地方財政状況調査表から数字を持ってきて比較をしていくという方法がございます。それに一般的に使われております決算カードというものがございまして、各市ごとに決算カードを作っておりますので、できればそのカードを添付したいと思います。決算カードにつきましては単年度収支で経常収支比率ですか、財政調整基金の額ですかなどの数字が載っておりますのでそれらを参考にしていただければと考えておりますが、官庁会計自体が特殊な会計となっておりますので、そのカードの単年度収支、あるいは実質単年度収支だけを見ただけでは、その市の財政状況が良い、悪いという判断材料にはならないのではないかと思います。10年くらいの長期ベースでその財政状況調査を見ていくばあ程度見えてくるものと思われます。例えば今年は公共事業をたくさんやってしまったので、基金を取り崩して支出が増えてしまったということで差し引きをすると単年度収支は赤字ですので単年度だけの比較は厳しいのではないかと思います。決算カードをご覧いただきますと大まかな総額の数字というのは見えてくると思いますので、それを添付できればと考えております。

事務局 決算カードは分かりにくいので、ある程度数字を抽出して皆さん理解しやすいような形で提出したいと思います。また、印西市は合併特例の交付金等もございまして今のところ黒字となっています。他の自治体から比べると良い状況となっておりますが、5年、10年経った時にどうかというと非常に厳しいのではないかと推測しているところです。財政状況の資料につきましては、色々な資料を分かりやすくお示ししたいと考えております。

議長 確かに皆さん色々なご経験をお持ちですが、決算カードというものはあまり見たことがないと思いますので、分かりやすく抽出したデータで示していただければ助かります。

委員 今の決算カードの件ですけれども、できれば直近の年度分、それから3年前の分、6年前の分と、ある程度のポイントで出していただきたいと思います。

事務局 どれが一番分かりやすい資料となるか、合併時の資料等もありますのでその

辺も検討して提示できればと思います。

委 員 次回に資料を提出していただけるのであれば、市長や副市長は常勤ですか
ども議會議員は非常勤ですよね。月に平均してどのくらい稼働しているのか、
そういうものも資料として提示していただきたいと思います。

事 務 局 議員というのは、日々議員活動ですので、役所に出てきたから議員活動で、
自宅にいるから議員活動をしていないかというとその辺は難しいと思います。

委 員 公務としての活動です。自宅にいるときの活動については結構です。議会に
出る日が何日で、常任委員会が何日でということです。運動会や出初式などへの
出席については結構です。

事 務 局 議会議員の活動状況につきましては、本会議、委員会等の状況など、議会事
務局へ確認しまして資料として提出したいと思います。

事 務 局 議会議員の方々は、委員会が終われば、委員長であれば委員長報告書を作成
するとかこれは自宅に持ち帰って行っています。そういうものが占める割合
が高いと思います。そのようなものについては数字として出ないことを理解し
ていただいて参考にしていただければと思います。

議 長 その資料を出していただいた時に、資料に書いていないところではこんなこ
とをしているというような紹介をしていただければ委員の皆さんも理解して
いただけだと思います。実質的な日数だけ書いていただいて、あとは追加とし
てその他にどのような仕事があると、もちろん日々の市民の方々の意見を聞く
のも仕事だと思いますし、色々あると思います。

もうひとつ私の方から、表の見方ですが、資料6と資料7の人口規模ランク
の一番右側にラス指数と書いてあるんですがラスパイレス指数のことですか。

事 務 局 説明が漏れてしまいまして申し訳ございません。ラス指数というのは、会長
がおっしゃったとおりラスパイレス指数でございまして、こちらは国家公務員
の給与を100とした場合にその100を基準として、各市町村において年齢
構成、役職構成、階層別の指數を出します。印西市の場合は100.9となっ
ていまして0.9ポイント国家公務員よりも上回っているということです。

あくまでもラスパイレス指数については、特別職ではなくて一般職に係るもの
でございます。

議 長 一般職の数値ということで、ここでの議論では直接は関係ないということです
ね。

事 務 局 はい。

委 員 これはいつの時点での数値ですか。

事 務 局 平成23年度の数値です。

議 長 その他に何かございませんか。

委 員 6ページの資料5で、平成24年12月31日まで、給料額及び期末手当の
3%を減額するとなっていますが、これはいつ頃から行っているんですか。

事 務 局 給料及び期末手当の3%減額につきましては、市の財政状況等を鑑みまして
平成15年1月から実施しています。3%の影響額といたしましては、市長、
副市長、教育長の3役を合わせまして年額160万円程度減額しております。

事務局 3%の減額につきましては平成15年からということでただいま申し上げましたが、こちらにつきましては、先程からお話を出ておりますように我々一般職の給与につきましては、国の人事院勧告、そして千葉県内の市町村につきましては千葉県人事院会勧告に基づきまして、増額、減額ということで変遷しているわけでございますが、平成14年までは一般職の給与につきましては減額の勧告はございませんでした。平成14年に初めて減額の勧告を受けましたので、その減額幅とほぼ同額の幅を特別職も減額したということでございます。それ以降2年の期間を区切って3%の減額を延長してきているという状況でございます。

委員 千葉県人事委員会より何%減額という新たな勧告が出た場合には、特別職の方もそれに準じて減額するということでしょうか。

事務局 国の人事院、千葉県人事院会の勧告につきましては、あくまでも我々常勤一般職員に対する勧告でございます。しかしながら、やはり給与の額に関する勧告になりますので、その勧告結果が結果的に特別職あるいは議會議員の報酬に反映されてきたということはございます。ただしそれは連動する訳ではございません。市の執行部と議會議員ではそれぞれ立場が違いますので、それを参考にして結果的に特別職が減額になる場合もあるということございます。

議長 今の関連で特別職の方が3%減らすということはどういった手続きによって行われるんですか。

事務局 給料、報酬につきましてはすべて条例によって定められておりますので、条例改正という手続きが必要になります。市長、副市長、教育長の給与を3%カットということになりますと、市長が議会に条例改正に関する議案を上程して議決を得るという手続きを行うことになります。

議長 そうすると、年末までですからまたそういう議論があるかもしれないということですか。

事務局 もうすでに12月議会の予定は決まっておりまして、こちらの3%の減額を継続する議案につきましても上程する予定となっております。

議長 今日は事務局から今の状況について詳細な説明をいただきました。そして今後議論を進めていくためにいくつか資料がほしいというお願いをいたしまして事務局の方で用意をしてくれるということです。

その他に意見等はございませんか。

委員 特別職の給与は、月の途中で就任した場合や任期が満了になる場合は日割になるのか、それとも月額になるんでしょうか。

事務局 条例、規則の規定により、日割で計算し支給します。

議長 その他に何かございませんか。なければ本日の会議はこれで終了したいと思います。

その他事務局の方から連絡事項等ございますか。

事務局 事務局からは次回の会議の日程ということで、次回につきましては年明けの1月の中旬頃を予定しております。3回目につきましては3月中旬頃ということで予定しておりますが、都合が悪い日がありましたら、あらかじめ事務局ま

でご連絡いただければと思います。また、次回の会議資料につきましては、調製しまして事前配付したいと考えておりますが、資料もたくさんございますので2週間前に配付させていただきたいと考えております。次回の日程につきましては12月に入りましてから通知の準備をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長

ただいま今後のスケジュール等について説明がありましたが、全体をとおして他に何かございましたらお願ひします。よろしいですか。

それでは本日はお忙しいところありがとうございました。以上で会議を終了いたします。

平成24年11月8日に行われた印西市特別職報酬等審議会の会議録は、事実と相違ないの
で、これを承認する。

印西市特別職報酬等審議会会長

大山寛